

一者随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により一者随意契約をしましたので、公表いたします。

一者随意契約の状況	所管 住民生活課 執行 令和元年7月1日
件名	令和元年度 低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券システム委託事務
契約日	令和元年7月1日
契約期間	令和元年7月1日～令和元年9月30日
契約の概要	低所得・子育て世帯プレミアム付商品券の発行にあたり、対象者の把握、申請書・引換券発行決定等の給付に係る事務の一部を外部事業者へ委託し、業務の円滑な遂行を確保する。(パッケージ導入費)
契約の相手方	函館市末広町22番1号 株式会社 エスイーシー 代表取締役社長 永井 英夫
契約金額	税込 1,621,998円(税抜き 1,501,850円)
随意契約した理由および契約の相手方を選定した理由	<p>低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行対象者は、基準日において八雲町に住民登録があり、平成31年度分の市町村民税が課税されていない方が対象。</p> <p>上記業者は、現行の住民基本台帳システムの開発業者であり、住民情報、税情報など総合行政システムを管理している。</p> <p>発行対象者の把握、管理などの業務の遂行に際し、現行の各システムと連動した管理作業が必要となることから、競争入札に付する性格ではないと判断される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び八雲町財務規則140条第2項第1号の規定により、随意契約を行ったものである。</p>
発注担当課	住民生活課